

福島県 教育新聞

発行人 福島県教職員組合
 発行所 福島市上浜町10-38 電話024-522-6141
 [定価一部 20円]
 編集・責任者 角田 政志
 e-mail: ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp
 http://www.f-t-u.or.jp
 (この購読料は組合費に含まれています。)

第66次
全国教研

参加者の豊かな実践報告と 活発な討論!

2月3日から5日にかけて、新潟市において、全国教研が開催されました。福島県教組からは、リポーター・司会者・傍聴者など合計24人が参加しました。

全体会では、岡島実行委員長より、「『ゆたかな学び』は、学ぶ意義や楽しさ、学び合いによる『人間関係づくり』が基盤であり、最も重要である。子どもを中心に据えた『ゆたかな学び』の教育研究・教育実践につなげていかなければならない。」とあいさつがありました。また、清水書記長からは、スローガン「平和を守り、真実をつらぬく民主教育の確立」と、テーマ「憲法・子ども権利条約を生かす教育改革を実現するため、ゆたかな学びを保障するカリキュラムづくりをすすめよう」について基調報告がされました。

法政大学の山口二郎さんが、「民主主義と政治教育」をテーマに講演しました。内容(要旨)は次の通りです。

日本だけでなく、世界的に民主主義が劣化し、権力によって事実を覆い隠すことが日常的に行われている。国策のために国民を束ねる必要から、国民に対する画一化と道徳の押しつけが行われていく。画一化の思想は戦争につながる危険な思想である。人間の生命を軽んじる傾向があり、障がい者や外国人に対する差別を平気で語り、人に対してレッテルを貼って攻撃する行動に出てしまう。日本の危機的現状とは、明示的に禁止されていないことは何をやってもよいと言う権力側の開き直りであり、人間の生命と尊厳を侮蔑する風潮である。

民主政治の前提は、規範や原理、建前の存在である。「建前で話す」というのは、実は大変大切なことで、建前こそが悪しき現実を変える「てこ」であり、建前を否定してしまったら教育は成り立たなくなってしまう。憲法9条について、国民の過半数は変える必要はないとしている。デモや集会へ行って声を出すことが民主主義を守ることにつながる。2015年安保法制の闘いの意義は、多くの人が「平和な社会を守りたい。」とする気持ちから政治に対して発言した点が大きい。「シールズ」は、自分で問いを立て、自分で考え表現できるといった良い意味での「ゆとり教育」の成果である。主権者として自ら行動する公共性が見られる。教育の場で必要視されるのは、「論理の破綻を見抜き、因果関係をつきとめる科学的な見方を身につけさせること」であり、「固定化したイメージであるステレオタイプを疑い、事実へアクセスしていくこと」である。身近な政治の重要性について、自ら参加して議論することが大切である。

全体会の後、各分科会が開かれ、豊かな実践報告と活発な討論が行なわれました。全国教研での参加者の学びを支部や分会で報告し、学び合い、今後の実践や活動に生かしていきましょう。



全体会の様子



講師の山口二郎さん



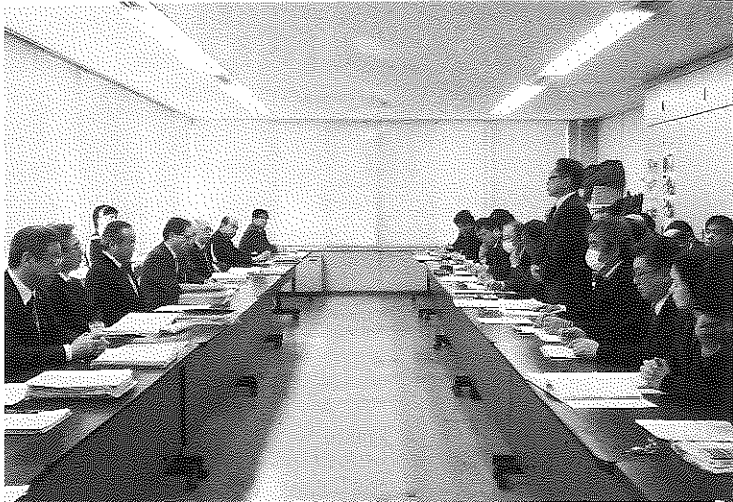
分科会の様子



分科会の様子

新評価制度の給与への反映について 今後の改善を確認し交渉妥結！

給与について「格差廃止」と「生涯賃金減額の改善」を要求！



1月31日、県教組は、県内教職員関係組合（県立高教組・県高教組・福事労）とともに県教委交渉を実施しました。

今回の交渉で、①「A」または「B」で評価された場合の賃金格差の解消、②公務貢献での昇給加算回数増加による差別化の緩和が実現できました。また、十分とは言えないまでも昇給加算回数が増えたことで11月の提示案よりも生涯賃金の減額を最小限におさえることができました。組合は、県教委と以下のように継続交渉課題を確認し、県教委再提示案に合意しました。今後も組合は、現場の声を大切に、全力で評価制度における給与の改善に向けて交渉を継続していきます。

【評価制度における給与の改善に向けて】

継続交渉課題

- 公務貢献による昇給加算回数の増設、及び時期の前倒しすること。
 - 事務職員、栄養職員の加算期の年齢制限の撤廃をすること。
 - 栄養職員の加算期の確保すること。
- ※ 新評価制度の給与への反映については、県教委として絶えず検証して組合と交渉していくこと。

【「評価制度の給与への反映」の実施条件について】

- 評価は「勤務時間内」であることから多忙化・超過勤務問題を抜本的に解決するために取り組むこと。

勤勉手当についても支給割合を現行水準に回復！

県教委は、11月4日の提示案で「B」とされた教職員の場合、勤勉手当の支給割合を77/100としていましたがそれを80/100とし、現行制度で基準となる支給割合に戻しました。このことは、「B」とされた教職員の勤勉手当が大幅に削減され、教職員間の大きな格差となるところでしたが、絶対に阻止しなければなりません。これまでの職場からの怒りと粘り強い交渉の結果、要求が実現しました。

県教委、提示が遅れたことに対する謝罪と今後のスケジュール変更！

なお、この間、県教委は、給与への反映について組合に提示が遅れたことに対して何度も謝罪を繰り返すとともに、地公法第23条「職員の人事評価は、公正に行われなければならない。」の通り今後「公正に行う」ことを約束しました。また、組合は、給与への反映について組合との合意が図られる前に、職場では教職員の自己評価の提出、評価者との面談が始まっている状況から、今年度の実施を来年度に見送るように強く要求しました。しかし、県教委は、2月県議会での条例化と財源不足を理由に今回の提示案が限界であると主張し、強硬な姿勢を崩しませんでした。組合は、県教委に評価者である管理職ばかりではなく、教職員についても新人事評価制度の給与への反映について周知徹底するよう求め、県教委は了承しました。そのため、県教委は、下記のように人事評価に関する日程スケジュールを変更し、各教育事務所にその旨を発出しました。

今年度の評価制度の結果は、昇給については2018年の1月の給与から、勤勉手当については2017年の6月期のボーナスから反映されます。

評価のスケジュール内容	締切日	変更日
教育委員会への提出	2月10日	2月27日
被評価者への評価結果の伝達	3月10日	3月15日
意見申立	3月20日	3月22日

【特別昇給制度 (現行制度)】

標準昇給	4号給	毎年1月1日付
特別昇給	4号給 ※但し、勤務年数が20年・33年の時は2号給	【教 員】 ・勤務年数が基準日現在(6月30日)で9年・17年・20年・25年・33年及び30年(永年勤続表彰時) 【事務職員】 ・副主査、主査、主任主査昇任時、勤務年数が20年・30年(永年勤続表彰時) 【栄養職員】 ・副主任栄養技師、主任栄養技師昇任時、勤務年数が20年・30年(永年勤続表彰時)



【11月4日の提示内容 (案)】

総合評価	昇給号給
S	8号給 (職員割5%超えの場合6号給)
A	6号給 (職員割20%超えの場合4号給)
B	4号給
C	2号給
D	昇給なし

【教 員】
 ・勤務年数が基準日現在(6月30日)で9年・17年・25年・33年、及び30年(永年勤続表彰時)
【事務職員】
 ・副主査、主査、主任主査昇任時、及び勤務年数が30年(永年勤続表彰時)
【栄養職員】
 ・副主任栄養技師、主任栄養技師昇任時、及び勤務年数が30年(永年勤続表彰時)

【1月31日の合意内容】

総合評価	昇給号給	
S	8号給(職員割5%超えの場合6号給)	
A	公務貢献該当有	公務貢献該当無
B	6号給	4号給
C	2号給	
D	昇給なし	

【教 員】
 ・勤務年数が基準日現在(6月30日)で9年・13年・17年・20年・25年・33年、及び30年(永年勤続表彰時)
【事務職員】
 ・副主査、主査、主任主査昇任時、及び勤務年数が10年(33歳)・20年(43歳)・30年(53歳)(永年勤続表彰時)
【栄養職員】
 ・副主任栄養技師、主任栄養技師昇任時、及び勤務年数が10年(33歳)・20年(43歳)、30年(53歳)(永年勤続表彰時)

(網掛け部分が変更部分)

制を徹底させる動きの
省は、部活動の週休二日
を模索しています。文科
時間を手当支給への変更
の教職調整額を廃止して
現状を変えるため、四％
「定額で働かせ放題」の
訴えています。日教組は
影響を考えるべきだ」と
を模索しています。文科
時間を手当支給への変更
の教職調整額を廃止して
現状を変えるため、四％
「定額で働かせ放題」の
訴えています。日教組は
影響を考えるべきだ」と

まず、自分たちの働
き方の問題です。朝日新
聞「声」欄で、四時間以
上の超過勤務が常態化し
ている学校現場から「教
員の労働条件は教育環
境そのものと言ってよい
のだから、子どもへの悪
影響を考えるべきだ」と
訴えています。日教組は
「定額で働かせ放題」の
現状を変えるため、四％
の教職調整額を廃止して
時間を手当支給への変更
を模索しています。文科
時間を手当支給への変更
の教職調整額を廃止して
現状を変えるため、四％
「定額で働かせ放題」の
訴えています。日教組は
影響を考えるべきだ」と

この問題をどう受け止め
べきなのでしょう。か。
まず、自分たちの働
き方の問題です。朝日新
聞「声」欄で、四時間以
上の超過勤務が常態化し
ている学校現場から「教
員の労働条件は教育環
境そのものと言ってよい
のだから、子どもへの悪
影響を考えるべきだ」と
訴えています。日教組は
「定額で働かせ放題」の
現状を変えるため、四％
の教職調整額を廃止して
時間を手当支給への変更
を模索しています。文科
時間を手当支給への変更
の教職調整額を廃止して
現状を変えるため、四％
「定額で働かせ放題」の
訴えています。日教組は
影響を考えるべきだ」と



「頑張れ？」

方で、次期学習指導要領
では小学四年生以上の年
間授業時数を一、〇一五
時間に引き上げようとし
ています。英語が導入さ
れる小学校高学年では、
今のままの教育課程での
実現は不可能です。「ど
う詰め込むか」ではな
く、「本来の仕事を充実
させるために、何を削る
か」の視点が重要です。
陸上・水泳大会や鼓笛パ
レードなどが「もしも必
要であるならば」社会教
育に移すべきです。
次に、過労自死の責任
問題です。電通役員は刑
事責任を問われていま
す。私たち教職員は、今
何を問われているので
しょうか。私たちは「頑
張れ」と教え子を社会に
送り出す前に、ワーク
ルールをきちんと教える
べきです。家庭や健康を
犠牲にする働き方や、無
報酬の超過勤務、「やり
甲斐搾取」の労働環境は
間違っていることを、
しっかりと教えるべきで
す。目の前の教え子たち
の未来を守るため「隗よ
り始めよう」

方で、次期学習指導要領
では小学四年生以上の年
間授業時数を一、〇一五
時間に引き上げようとし
ています。英語が導入さ
れる小学校高学年では、
今のままの教育課程での
実現は不可能です。「ど
う詰め込むか」ではな
く、「本来の仕事を充実
させるために、何を削る
か」の視点が重要です。
陸上・水泳大会や鼓笛パ
レードなどが「もしも必
要であるならば」社会教
育に移すべきです。
次に、過労自死の責任
問題です。電通役員は刑
事責任を問われていま
す。私たち教職員は、今
何を問われているので
しょうか。私たちは「頑
張れ」と教え子を社会に
送り出す前に、ワーク
ルールをきちんと教える
べきです。家庭や健康を
犠牲にする働き方や、無
報酬の超過勤務、「やり
甲斐搾取」の労働環境は
間違っていることを、
しっかりと教えるべきで
す。目の前の教え子たち
の未来を守るため「隗よ
り始めよう」

方で、次期学習指導要領
では小学四年生以上の年
間授業時数を一、〇一五
時間に引き上げようとし
ています。英語が導入さ
れる小学校高学年では、
今のままの教育課程での
実現は不可能です。「ど
う詰め込むか」ではな
く、「本来の仕事を充実
させるために、何を削る
か」の視点が重要です。
陸上・水泳大会や鼓笛パ
レードなどが「もしも必
要であるならば」社会教
育に移すべきです。
次に、過労自死の責任
問題です。電通役員は刑
事責任を問われていま
す。私たち教職員は、今
何を問われているので
しょうか。私たちは「頑
張れ」と教え子を社会に
送り出す前に、ワーク
ルールをきちんと教える
べきです。家庭や健康を
犠牲にする働き方や、無
報酬の超過勤務、「やり
甲斐搾取」の労働環境は
間違っていることを、
しっかりと教えるべきで
す。目の前の教え子たち
の未来を守るため「隗よ
り始めよう」

方で、次期学習指導要領
では小学四年生以上の年
間授業時数を一、〇一五
時間に引き上げようとし
ています。英語が導入さ
れる小学校高学年では、
今のままの教育課程での
実現は不可能です。「ど
う詰め込むか」ではな
く、「本来の仕事を充実
させるために、何を削る
か」の視点が重要です。
陸上・水泳大会や鼓笛パ
レードなどが「もしも必
要であるならば」社会教
育に移すべきです。
次に、過労自死の責任
問題です。電通役員は刑
事責任を問われていま
す。私たち教職員は、今
何を問われているので
しょうか。私たちは「頑
張れ」と教え子を社会に
送り出す前に、ワーク
ルールをきちんと教える
べきです。家庭や健康を
犠牲にする働き方や、無
報酬の超過勤務、「やり
甲斐搾取」の労働環境は
間違っていることを、
しっかりと教えるべきで
す。目の前の教え子たち
の未来を守るため「隗よ
り始めよう」

部活動の指導のために家族と一緒に夕食をとれない実態

部活動による負担を軽減するルール作りを!

—部活に関する情報交換会—

1月23日に県庁において、県教組代表、中学校校長会代表、中体連代表、音楽教育研究会代表、県教委代表、健康教育課代表が出席し、部活動に関する情報交換会が開催されました。角田委員長は、月あたり60時間以上超勤をしているために民間と比べて家族と一緒に夕食をとれない教員が多い実態があり、早急に改善する必要があることを訴えました。また、國分書記長は、文科省が昨年6月に公表した「タスクフォース報告」の中にある部活動による負担の削減について実効性のあるものとして校長会と県教委でルール作りをするように要請しました。

校長会からは、現場の状況について資料を使って説明があり、中体連からは、「土、日のどちらかを休みにしているが土、日の両日実施によりルールが無視され、子どもも教師も負担になっている」実態報告がありました。音楽研究会からは、活動時間が運動部よりも多い場合もあり、土日どちらか休むという原則の適応外になっているケースがあるとの報告がありました。県教委からは、「今後、保護者と各協会に対して説明と理解を求めていくことと、学校教育と部活動のあり方について県連合PTAの方々にも話し合いの場に参加を要請して聞いてもらうことが大切である」との発言がありました。また、県教委は、これから学習指導要領等において部活に関する方向性が示されていくとの判断からしっかり対応していきたいとの認識を示しました。

今後も組合として部活動における教職員の实態をさまざまな機会に発信するとともに、負担軽減に向け、職場での教職員の働き方について交流する場を設け、ワークライフバランスの考え方を教職員全体に浸透させ、職場環境の充実に努めていきます。

「超勤・多忙化を解消し、働きがいのある職場環境と労働条件をつくらう!」

全国各地から多くの参加者! 真摯な討論!

—一日教組17春季生活闘争中央討論集会—

1月26日、日本教育会館において春季生活闘争中央討論集会が開催されました。県教組から2人参加してきました。まず、日教組から17春闘生活闘争方針が提案されました。その中で「ワーク・ルール」の実現をめざし、課題として挙げられたのは次の2点です。

- ① 長時間労働の実態の解消
- ② 臨時・非常勤教職員等の処遇改善・雇用の安定の実現

その後、今後の動向と課題が報告され、賃金改善の取り組みとして闘争方針について全国から集まった単組の代表から質問や意見が出され、活発な討論がなされました。午後からは、安永貴夫さん(連合副事務局長)より「働き方改革と総務省『あり方研究会』に対する連合の考え方」について説明がありました。その後、「臨時・非常勤教職員の勤務・労働条件改善の取り組み」「超勤縮減、労働安全衛生体制整備のとりくみ」「給付型奨学金の創設等について」の提案・質疑・討論がありました。

27日の午前には、調査に基づくデータにより教職員の超勤の実態について説明があり、課題を把握することができました。やはり、超勤は福島県の教職員だけの課題ではなく全国的なものであり、それを縮減するためには、組織として共通理解のもとで取り組んでいかなくてはならないと感じました。

27日の午後は、シンポジウム「とりもどせ! 教職員の『生活時間』」が行われ、パネリストより実態調査をもとにした報告が行われた後で、活発な意見交換が行われました。

福島県教組も超勤・多忙化の問題に真剣に取り組んでいきます。分会でも職場会を開いて超勤の実態と課題を把握して、分会決議に取り組みましょう。

各分会で意思統一し、「教職員の多忙化を排除し、勤務・労働条件の改善を求める分会決議」を採択しよう!

- ※ 県内全ての分会で必ず取り組みましょう。
- ※ 集約した決議文は17春闘交渉時に県教育長に提出し、学校の長時間・過重労働の具体的な対応を要求します。
- ※ 支部最終集約 3月2日(休)